

山田小学校いじめ防止 基本方針

**平成26年5月
(令和5年9月改訂)
山田小学校**

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命、又は、心身に重大な危険を生じさせる恐れがある重大かつ深刻な人権問題である。

また、いじめは、どの児童にも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、いじめ問題の克服のためには、すべての児童を対象としたいじめの未然防止及び早期発見が重要である。

山田小学校では、児童一人一人の尊厳と人権が尊重される学校づくりを推進することを目的に、京都府・与謝野町・家庭その他の関係者の連携の下、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第13条の規定をはじめ、京都府並びに与謝野町はいじめ防止基本方針（平成30年4月改訂）に基づき、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処（以下「いじめの防止等」という。）のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、山田小学校いじめ防止基本方針（以下「基本方針」という。）を策定する。

1 いじめ防止等の組織

- (1) いじめの防止等に関する取組を実効的に行うため、校内に「いじめ防止対策委員会」を置き、校務分掌にも位置付ける。
- (2) 「いじめ防止対策委員会」の構成員は、次のとおりとし、必要に応じて関係する教職員や専門家等を加える。
校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、養護教諭、該当学級担任
- (3) 「いじめ防止対策委員会」は、毎月第4木曜日に開催する。なお、緊急性がある場合は、この限りではない。
- (4) 「いじめ防止対策委員会」では、次のことを行う。
 - ア 基本方針に基づく取組の実施、具体的な行動計画の作成、実行、検証、改善
 - イ いじめの相談・通報の窓口の設置
 - ウ 関係機関・専門機関との連携
 - エ いじめの疑いや児童の問題行動等にかかわる情報の収集と記録、情報共有
 - オ いじめの疑いにかかわる情報に対して、関係する児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制及び保護者との連携等の対応方針の決定
 - カ 重大事態が疑われる事案が発生した時に、その原因がいじめにあるかの判定
 - キ 重大事態にかかわる事実関係を明確にするための調査
 - ク 当該重大事態を踏まえた同種の事態の発生防止のための取組の推進

2 いじめの未然防止

(1) 基本的な考え方

いじめはどの学級、どの児童にも起こりうるということを、すべての教職員が共通に認識しなければならない。このことを踏まえて、一人一人の個性や価値観の違いを認め、自他を尊重する豊かな感性をはぐくむとともに、生命の大切さやいじめは絶対許されないことの指導を、全教職員がPTA等と一体となって継続的に行う。

(2) いじめの未然防止のための取組

ア 心地よく学べる学級づくり

(ア) 授業規律の徹底

(イ) 4つの視点を生かした学級づくり・学級経営

(ウ) Q-Uアンケートの結果分析を生かした満足型の学級づくり

(エ) 誰もが分かるユニバーサルデザインの視点を取り入れた授業づくり

イ 自己有用感をはぐくむ取組の推進

(ア) 校種間連携や地域力を生かした取組の推進

(イ) 異年齢集団活動の推進

ウ 豊かな心をはぐくむ取組の推進

(ア) 人権認識を高める取組の充実

(イ) 読書活動や豊かな体験活動の推進

(ウ) 規範意識の向上

エ いじめについて理解を深める学習機会の設定

(ア) 人権週間

(イ) 道徳の授業

オ 教職員の資質能力の向上を図る研修の充実

3 いじめの早期発見

(1) 基本的な考え方

いじめは遊びやふざけ合いを装ったり、教職員のわかりにくい場所や時間に行われたりするなど、教職員が気付きにくく、判断しにくい形で行われることを認識することが必要である。このことから、児童が示す小さな変化や危険信号を見逃さないように、日頃からの児童の見守りや信頼関係の構築に努める。

(2) いじめの早期発見のための取組

ア 実態把握

イ 情報の集約と共有

(ア) いじめに関する情報については、些細なことも含め「いじめ防止対策委員会」で情報を共有する。

(イ) 「いじめ防止対策委員会」における情報については、全教職員で共有する。

(ウ) 緊急の場合は、職員会議等で情報を共有する。

ウ 年間2回の全児童を対象としたアンケート調査や聞き取り調査及び追跡調査を実施する。

エ 相談体制の整備と周知

(ア) 校内相談窓口を設置し、児童や保護者に周知する。(相談窓口：保健室)

(イ) 児童が悩みなどを気軽に相談できる雰囲気づくりや体制づくりに努める。

4 いじめに対する取組

(1) 基本的な考え方

いじめの発見及び通報を受けた場合は、特定の教職員で抱え込まず、速やかに「いじめ防止対策委員会」で情報共有し、今後の対応について検討する。その際には、被害児童を守り通すとともに、加害児童に対しては教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。これらの対応については、教職員全体の共通理解、保護者の理解、関係機関や専門機関との連携に努める。

(2) いじめの発見及び通報を受けた時の対応

ア いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為をやめさせ、きちんと解決する。

イ いじめと疑わしき行為を発見した、あるいは相談や訴えがあった場合には、速やかに「いじめ防止対策委員会」で情報を共有する。

ウ 「いじめ防止対策委員会」を中心に関係児童から事情を聴くなど、いじめの有無の確認を行う。結果は、加害・被害児童及びそれぞれの保護者に連絡するとともに、与謝野町教育委員会に報告する。

エ いじめられた児童、その保護者への支援を行う。

オ いじめた児童への指導を行うとともに、保護者によりよい成長に向けて学校の取組方針を伝え、協力を求める。

カ 児童の生命、身体、または、財産に重大な被害が生じるおそれがある時は、ただちに警察等との連携を図る。

キ いじめが起きた集団に対しても自分の問題として捉えさえ、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めていく。

(3) インターネット上のいじめの対応

ア インターネット上のいじめを誘発する通信情報システムについての研修を実施する。

イ 児童や保護者に対しても、非行防止教室や携帯安全教室等を実施して、情報モラル教育を推進する。

ウ インターネット上の不適切な書き込み等については、保護者や関係機関と図り、ただちに削除する措置をとるが、場合によっては、保護者同意のもとに証拠保全を行う。

5 重大事態への対応

- (1) 重大事態が発生した場合は、直ちに与謝野町教育委員会に報告し、調査を実施する主体等を協議する。学校が調査を行う場合は、「いじめの防止等のための基本的な方針」（文部科学大臣決定）及び京都府・与謝野町におけるいじめ防止基本方針に基づき、「いじめ防止対策委員会」を中心に、被害児童や保護者の思いを踏まえるとともに、調査の公平性や中立性の確保に努め、事実関係を明確にする。
- (2) 学校で行う調査の状況については、必要に応じていじめを受けた児童及びその保護者に対して、適切に情報を提供する。
- (3) 調査結果を与謝野町教育委員会に報告する。
- (4) 調査結果を踏まえ、当該重大事態と同種の発生の防止のために必要な取組を進める。

6 関係機関との連携

- (1) 家庭・地域社会との連携
 - ア PTAとの連携の下、いじめに対する理解を深める取組を推進する。
 - イ いじめ防止等に関する学校の基本方針や取組をホームページ等で積極的に発信する。
- (2) 関係機関との連携の推進
 - ア スクールカウンセラー、与謝野町適応指導教室（トライアングル）等と情報を共有し、適切な支援を受ける。
 - イ 警察や児童相談所等の関係機関と適切な連携を図るように努める。

7 その他

いじめ防止等について、PDCAサイクルで取組を進める。したがって、3年の経過を目途に必要な応じて、いじめ基本方針を見直す。